平成２８年（フ）第２０１号
相模原市緑区若葉台２丁目10番地10
債務者　森田　夏実（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１１号
相模原市中央区清新７丁目７番18号　ハイム樹405
債務者　横山　久子（旧姓丸井）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７７号
京都市上京区御前通下立売上る３丁目東入三助町280番地28
債務者　福井　基明
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
京都市中京区壬生高樋町46番地　ハイツ聖２Ｂ
債務者　万谷　晶子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
京都市北区大宮南林町33番地
債務者　宮川　喜行
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
京都市右京区西院三蔵町22番地７　江原ハイツ206、前住所京都市山科区四ノ宮小金塚１番地165　こがねリブマンション８号
債務者　大澤　　滋
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２３号
京都府宇治市宇治乙方48番地　リビエール宇治302号
債務者　松本　茂善
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６２号
京都府宇治市槇島町35―５　府営住宅槇島大川原団地２―202、住民票上の住所京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　16棟502号
債務者　新垣　隆之
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
京都府京丹後市網野町網野993番地
債務者　稲岡ゆかり
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４２６号
堺市南区茶山台２丁３番４―305号、前住所大津市一里山６丁目２番17号　メゾン・ド・ソォール205号
債務者　赤山　　剛
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
北海道夕張郡栗山町字富士25番地５
債務者　中野　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１４号
岩手県久慈市山形町川井第10地割１番地１
定住促進住宅Ｃ棟　６号室
債務者　松坂　美香
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第２７号
山形県鶴岡市小岩川字出口６番地１
債務者　上野　幸政
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３０号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋275番地、住民票上の住所山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋34番地11
債務者　冨樫　秀一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１２６号
愛知県一宮市猿海道１丁目17番14号　ウッドストック87・101号
債務者　尾関　勝美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４３号
愛知県一宮市下沼町３丁目24番地３
債務者　川上大司郎
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４５号
愛知県稲沢市国府宮３丁目４番23―404号
債務者　田中　淳代（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部